

徳島県報

目次

告示

ページ

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつた件
(環境局環境管理課・一〇二九)

四九

○ 平成十七年度徳島県地籍調査事業計画を定めた件
(農山村整備課・一〇三〇)

五〇

公告

○ 公的個人認証サービス徳島県認証局が発行する自己署名証明書及び公的個人認証サービスプリンジ認証局が発行する自己署名証明書のフィングープリントの改正
(地域振興局市町村課地域情報化推進室)

五一

○ 平成十八年測量士試験及び測量士補試験が実施される件 (用地対策課)

五一

○ 定例会を招集する件
(一一一)

五一

○ 公安委員会告示三

○ 平成十八年度猟銃等講習会の開催日時等を公表する件

(八)

五二

○ 検定合格者審査を実施する件

(九)

五四

告示

徳島県告示第千二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 四国化工機株式会社
住 所 板野郡北島町太郎八須字西の川10番地1
代 表 者 代表取締役社長 植田 滋
(2) 工場又は事業場
名 称 四国化工機株式会社阿南食品工場
所在地 阿南市山口町大久保48-1

(3) 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第10号ホに規定する湯煮施設

(4) 特定施設に関する事項

別表のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

(6) 排水水の汚染状態の値及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年12月16日から
平成18年1月12日まで

(2) 場所 徳島県県民環境部環境局環境管理課及び阿南市環境保全課

別表 特定施設に関する事項

| | | | |
|---|-----|-----------------|-------|
| 種 能 | 類 力 | 湯煮施設 350kg/日 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 既設 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | | 連続18時間 | |
| 使 用 の 季 節 的 変 動 | | なし | |
| 項 目 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | | |
| 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | | 7 | 8 |
| 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L) | | 3,000 | 4,000 |
| 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L) | | 1,500 | 2,000 |
| 浮 遊 物 質 量 (mg/L) | | 2,000 | 2,500 |
| 窒 素 含 有 量 (mg/L) | | 97 | 110 |
| 磷 含 有 量 (mg/L) | | 8.8 | 10 |
| 汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (m ³) | | 17 | 30 |

徳島県告示第十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき平成十七年度徳島県地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公示する。

平成十七年十二月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | |
|-----------|---|---------|
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
| 徳島市 | 南井上一地区及び南井上二地区 | 平成十七年度中 |
| 阿波市 | 天西山二地区 | |
| 美馬市 | 宮井地区、夏子地区、木屋平六地区、木屋平七地区、木屋平八地区、口山三地区、口山四地区、美馬三十地区及び美馬三十一地区 | |
| 勝浦町 | 棚野一地区、棚野二地区及び棚野三地区 | |
| 上勝町 | 瀬津六地区、瀬津七地区、傍示四地区、傍示五地区、野尻三地区、野尻四地区、藤川三地区及び藤川四地区 | |
| 石井町 | 高原九地区及び高原十地区 | |
| 那賀町 | 鷲敷二十地区、鷲敷二十一地区、中山一地区、牛輪一地区、牛輪二地区、出原三地区、木頭出原四地区、木頭出原五地区、坂州一地区、木頭一地区、木頭二地区、木頭三地区及び岩倉二地区 | |
| 海南町 | 大里一地区及び大里二地区 | |
| 上板町 | 上板十一地区及び上板十二地区 | |
| つるぎ町 | 貞光二十四地区、貞光二十五地区、半田四十一地区、半田四十二地区、一字十地区及び一字十一地区 | |
| 三好町 | 法市一地区、法市二地区、小見一地区、小見二地区、増川一地区、増川二地区及び増川三地区 | |
| 池田町 | 西山二地区、西山三地区、三繩二地区及び三繩三地区 | |

| | |
|-------|---|
| 山城町 | 山城二十七地区、山城二十八地区、山城二十九地区及び山城三十地区 |
| 井川町 | 井川二十一地区、井川二十二地区、井川二十三地区、井川二十四地区、井川二十五地区及び井川二十六地区 |
| 三加茂町 | 滝倉一地区、滝倉二地区、森清地区、国政地区、引地地区、宗本地区、毛田三地区、毛田四地区及び野根上一地区 |
| 東祖谷山村 | 釣井四地区、釣井五地区、菅生六地区、菅生七地区、檜尾三地区及び檜尾四地区 |
| 西祖谷山村 | 有瀬七地区 |

公 告

平成16年1月27日徳島県報第1527号に公告した公的個人認証サービス徳島県認証局が発行する自己署名証明書（以下「徳島県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスフロッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「フロッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフロッジプリントを次のとおり改める。
平成17年12月16日

1 徳島県知事の自己署名証明書のフロッジプリント
徳島県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフロッジプリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

| | |
|--------|---|
| ハッシュ関数 | フロッジプリント |
| SHA-1 | FL1D 2894 E289 972E 5579 A822 E901 4C00 A1B1 7B62 |

2 フロッジ認証局の自己署名証明書のフロッジプリント
フロッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフロッジプリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

| | |
|--------|---|
| ハッシュ関数 | フロッジプリント |
| SHA-1 | 2DFE 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB |

注 フロッジプリントは、40桁の16進法であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フロッジプリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基づく平成十八年測量士試験及び測量士補試験は、次のとおり実施される。
平成十七年十二月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

1 測量士試験 平成十八年五月二十一日（日曜日）
午前十時から午後四時まで

2 測量士補試験 平成十八年五月二十一日（日曜日）
午後一時三十分から午後四時三十分まで

二 試験地

香川県ほか十四ヶ所

三 受験願書の受付場所

〒三〇五〇八一 茨城県つくば市北郷一番
国土地理院総務部総務課

四 受験願書の受付期間

平成十八年一月十六日（月曜日）から二月二十八日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

五 受験願書用紙及び受験案内の交付

平成十八年一月十六日（月曜日）から、国土地理院並びに国土地理院の各地方測量部及び沖繩支所、徳島県県土整備部用地対策課ほか各都道府県の主務課並びに社団法人日本測量協会及びその支部において交付する。

六 その他
試験地、受験手続その他詳細については、受験案内を参照のこと。

教育委員会告示第1721号

徳島県教育委員会告示第二十一号

徳島県教育委員会会議規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十一号）第四条第三項の規定により定例会を次のとおり招集する。
平成十七年十二月十六日

徳島県教育委員会

委員長 日比野 敏 行

- 一 日時 平成十七年十二月二十二日 午後二時
- 二 場所 徳島市 徳島県教育委員会 委員室
- 一 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を教育長の臨時代理により決定したことの報告について
- 二 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を教育長の臨時代理により決定したことの報告について
- 三 平成十七年度徳島県教育委員会関係職員表彰の被表彰者について

公安委員会告示第8号

徳島県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年12月16日

徳島県公安委員会委員長 土 居 弘 二

1 開催の日時及び場所

平成18年における猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「猟銃等講習会」

という。）は、これから許可を受けて猟銃・空気銃を所持しようとする者に対する初心者講習会と、現に許可を受けて猟銃・空気銃を所持している者に対する経験者講習会に分けて行い、開催日時及び開催場所は、次のとおりとする。

ア 初心者講習会

| 開催日時 | 開催場所 |
|-----------|--------|
| 2月1日午前9時 | 小松島警察署 |
| 4月5日午前9時 | 徳島西警察署 |
| 6月7日午前9時 | 小松島警察署 |
| 8月2日午前9時 | 徳島西警察署 |
| 10月4日午前9時 | 小松島警察署 |
| 12月6日午前9時 | 徳島西警察署 |

イ 経験者講習会

| 開催日時 | 開催場所 |
|--------------|--------|
| 1月11日午前9時30分 | 徳島西警察署 |
| 1月25日午前9時30分 | 小松島警察署 |
| 2月8日午前9時30分 | 池田警察署 |
| 2月22日午前9時30分 | 徳島西警察署 |
| 3月8日午前9時30分 | 美馬警察署 |
| 3月22日午前9時30分 | 小松島警察署 |
| 4月12日午前9時30分 | 池田警察署 |
| 4月26日午前9時30分 | 小松島警察署 |
| 5月10日午前9時30分 | 徳島西警察署 |
| 5月24日午前9時30分 | 小松島警察署 |

| | |
|---------------|-------------|
| 6月14日午前9時30分 | 美 馬 警 察 署 |
| 6月28日午前9時30分 | 徳 島 西 警 察 署 |
| 7月12日午前9時30分 | 池 田 警 察 署 |
| 7月26日午前9時30分 | 徳 島 西 警 察 署 |
| 8月9日午前9時30分 | 美 馬 警 察 署 |
| 8月23日午前9時30分 | 小 松 島 警 察 署 |
| 9月13日午前9時30分 | 徳 島 西 警 察 署 |
| 9月27日午前9時30分 | 小 松 島 警 察 署 |
| 10月11日午前9時30分 | 池 田 警 察 署 |
| 10月25日午前9時30分 | 徳 島 西 警 察 署 |
| 11月8日午前9時30分 | 徳 島 西 警 察 署 |
| 11月22日午前9時30分 | 小 松 島 警 察 署 |
| 12月13日午前9時30分 | 美 馬 警 察 署 |
| 12月20日午前9時30分 | 小 松 島 警 察 署 |

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する猟銃等講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、初心者講習会は午前8時30分から午前9時まで、経験者講習会は午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わないので注意すること。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、猟銃等講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第7号の3）2通を提出すること。

なお、猟銃等講習受講申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面及び上三分身で無背景のもので、縦3.6センチメートル、横

2.4センチメートルの大きさとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）を各申込書ごとにより付けること。

(3) 手数料

猟銃等講習会の手料金は、初心者講習会受講者が6,800円、経験者講習会受講者が3,000円であるので、講習の申込みの際に徳島県収入証紙で納入すること。

(4) その他

経験者講習会の受講者は、猟銃・空気銃所持許可証を受付の際に提示すること。

3 講習

(1) 講習時間

猟銃等講習会の講習時間は、初心者講習会が午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まででは休憩時間とする。）、経験者講習会が午前9時30分から正午までとする。

(2) 講習に持参するもの

ア HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

イ 消しゴム

ウ 印鑑

(3) 講習修了証明書

猟銃等講習会の講習を修了した者には、講習修了証明書を交付する。ただし、初心者講習会では1時間程度の試験を行い、合格した者に交付するものとする。

4 その他

(1) 講習会場

講習会場は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。

(2) 講習についての問い合わせ先

講習についての問い合わせは、徳島県警察本部生活安全全部生活環境課保安係又は各警察署生活安全課に行うこと。

徳島県公安委員会告示第9号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17

| | |
|--|---|
| <p>年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者(以下「免除者」という。)を対象とする検定合格者審査を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により告示する。</p> <p>平成17年12月16日 徳島県公安委員会委員長 土 居 弘 二</p> <p>1 免除者として検定合格者審査を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)に基づく検定(以下「旧検定」という。)に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事した期間が継続して1年以上であるもの</p> <p>イ 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>2 申請</p> <p>(1) 検定合格者審査を受けようとする者(以下「審査申請者」という。)は、検定規則第10条に規定する審査申請書1通を提出するものとする。</p> <p>(2) 申請は、審査申請者本人が直接行うものとする。ただし、当該審査申請者が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めるものとする。</p> <p>なお、いずれの場合であっても、郵送による申請は認めないものとする。</p> <p>3 審査申請書の提出先</p> <p>(1) 徳島県内に住所を有する審査申請者にあつては、当該住所を管轄する警察署の生活安全課(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署を含む。)とする。</p> <p>(2) 徳島県公安委員会から交付された旧検定に基づく検定合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有する者で、徳島県内に住所及びその属する営業所のいずれも有しない者にあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署の生活安全課とする。</p> | <p>4 審査申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>ア 徳島県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を保有する者で、徳島県内に住所又はその属する営業所を有する者にあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) 1葉</p> <p>ウ 旧検定合格証の写し 1通</p> <p>エ 1のア又はイのいずれかに該当することを疎明する書面 1通</p> <p>5 受理開始日 平成18年1月16日(月)から受付(午前8時30分から午後5時まで)を行う。ただし、日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p> <p>6 申請手数料 申請手数料は不要とする。</p> <p>7 検定合格者審査に関する問い合わせ先 徳島県警察本部生活安全企画課又は各警察署生活安全課</p> <p>~~~~~</p> |
|--|---|